

第77回

定時株主総会招集ご通知



開催
日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時
(受付開始は、午前9時を予定しております。)

開催
場所

大阪府高槻市野見町6番8号
高槻城公園芸術文化劇場 南館
太陽ファルマテックホール

書面または電磁的方法(インターネット等)による
議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日)午後5時30分まで

【お土産の取り止めについて】

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

株主の皆様へ	1
第77回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 等の額及び内容決定の件	
事業報告	23
計算書類等	37
監査報告書	41

丸大食品株式会社

証券コード:2288

食を通じて人と社会に 貢献する企業を目指します。

代表取締役社長

佐藤 勇 二



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第77回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

丸大食品は、1958年6月10日に魚肉ハム・ソーセージの製造販売会社として設立し、半世紀以上が経ちました。これもひとえに、株主の皆様と関係各位の温かいご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

当社グループには、「日々の活動に精一杯の真心を込め、誠意を尽くすことにより、社会に貢献します」という経営理念があり、世代を超えて今に受け継がれています。

さらに、持続可能な社会の実現を目指すとともに、「食を通じて人と社会に貢献する企業」であり続けるために、美味しさと健康を追求し、安全で安心な食品を通して、お客様の幸せな食生活に貢献してまいります。

当社グループでは、2025年度を起点とする中期経営計画を策定しており、新たな顧客価値の創造、並びに事業領域の拡大とともに収益構造改革を実施し、多面的視野を身につけた人財の育成をはじめ、変化する社会環境に対応すべく、持続可能な成長と更なる企業価値の向上に向けて、より一層推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2025年5月

招集ご通知

証券コード2288
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

大阪府高槻市緑町21番3号

丸大食品株式会社

代表取締役社長 佐藤 勇二

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.marudai.jp/corporate/ir/material/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（丸大食品）または証券コード（2288）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

【スマートフォンによる議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2	場 所	大阪府高槻市野見町6番8号 高槻城公園芸術文化劇場 南館 太陽ファルマテックホール
3	目的事項	報告事項 1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

議決権行使につきましては、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

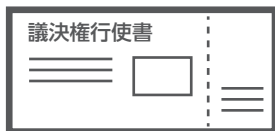
また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・計算書類等の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、当該事項は会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告、計算書類等の一部として監査を受けております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



1. 株主総会へご出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2025年6月26日（木曜日）午前10時



2. 書面

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで有効



3. インターネット等

次頁の手順をご参照ください。

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分受付分まで有効

議決権電子行使プラットフォームについて

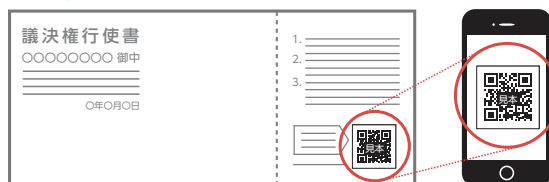
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

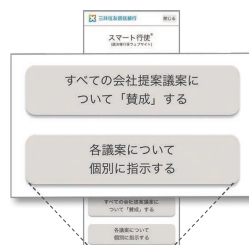
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただく、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。
また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

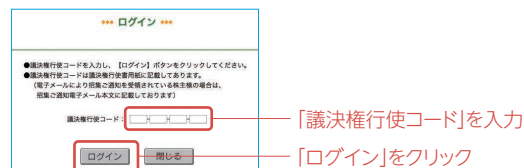
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

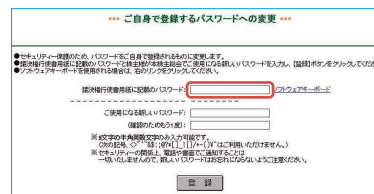
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の1つとして位置付けており、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、連結業績を勘案し、前期実績から30円増配の1株当たり50円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき50円 総額 1,224,005,900円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1 再 任	さとう ゆうじ 佐藤 勇二	代表取締役社長	100%（14回／14回）
2 再 任	ふくしま しげき 福島 成樹	専務取締役	100%（14回／14回）
3 新 任	もりもと よしふみ 森本 芳史	上席執行役員	—
4 新 任	いけだ ともかつ 池田 知功	上席執行役員	—
5 再 任	ふちざき まさひろ 淵崎 正弘	社外 独立 取締役	100%（14回／14回）
6 新 任	なかの ゆり 中野 由里	社外 独立 —	—
新 任	新任取締役候補者	再 任 再任取締役候補者	社 外 社外取締役候補者
		独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員	

候補者
番号

1

さとう
佐藤

ゆうじ
勇二

(1964年12月25日生)

再任



取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
7,600株

略歴、地位、担当

1983年3月 当社入社
2013年4月 当社執行役員
2018年4月 安曇野食品工房株式会社代表取締役社長
2021年4月 当社常務執行役員
2021年6月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤勇二氏は、当社の営業部門やグループ会社経営等における豊富な業務経験と幅広い知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

ふくしま
福島

しげき
成樹

(1963年10月9日生)

再任



取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
4,200株

略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社
2011年4月 当社執行役員
2017年4月 当社上席執行役員
2017年6月 当社取締役
2021年4月 当社常務取締役
2022年4月 丸大ミート株式会社代表取締役社長
2023年4月 当社常務執行役員食肉事業部長
2023年6月 当社常務取締役食肉事業部長
2025年4月 当社専務取締役食肉事業部長、品質保証部担当（現任）

取締役候補者とした理由

福島成樹氏は、当社の食肉事業部門や海外事業部門、グループ会社経営等における豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役として高い能力と見識を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

もりもと
森本

よしふみ
芳史

(1968年12月24日生)

新任



所有する当社の株式の数
200株

略歴、地位、担当

1991年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2021年4月 同行融資管理部長
2023年5月 当社執行役員経理部長
2024年4月 当社上席執行役員経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

森本芳史氏は、金融機関及び当社の経理財務部門における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できるものと判断しております。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

いけ だ
池田

ともかつ
知功

(1971年7月3日生)

新任



所有する当社の株式の数
2,100株

略歴、地位、担当

1995年4月 当社入社
2017年4月 当社原料部長
2018年6月 当社執行役員原料部長
2019年4月 当社執行役員食肉事業本部長
2021年4月 当社執行役員経営戦略室長
2023年4月 当社上席執行役員ハムソー事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

池田知功氏は、当社の食肉事業部門や経営戦略部門、ハムソー事業部門等における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できるものと判断しております。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

ふちざき
淵崎

まさひろ
正弘

(1956年4月8日生)

再任

社外

独立



取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当

1979年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2007年4月 株式会社三井住友銀行執行役員事務統括部長
2008年4月 同行執行役員事務統括部・事務推進部副担当役員
2009年5月 株式会社J S O L 顧問
2009年6月 同社取締役専務執行役員
2010年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員
2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
株式会社日本総合研究所取締役
2011年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
2012年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
2015年5月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員
2019年6月 同社取締役会長
2020年6月 同社特別顧問（現任）
2021年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

淵崎正弘氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を備え、当社の経営全般に助言を頂戴することで、社外取締役としての職責を果たしております。以上の事から、同氏は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督する適切な人材であると期待し、社外取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
0株

■ 略歴、地位、担当

1997年2月 中野由里税理士事務所設立
2006年5月 税理士法人スプラウト設立代表社員
2011年3月 株式会社スプラウトビーンズ設立
代表取締役（現任）
2016年6月 シノブフーズ株式会社社外取締役（現任）
2022年1月 スプラウト税理士事務所代表（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社スプラウトビーンズ代表取締役
シノブフーズ株式会社社外取締役
スプラウト税理士事務所代表

■ 社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

中野由里氏は、税理士としての専門知識、経営コンサルタントや上場企業での社外取締役に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を備え、当社の経営全般に助言を頂戴することで、社外取締役としての職責を果たしていただけるものと判断しております。以上のことから、同氏は業務執行を監督する適切な人材であると期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 淵崎正弘氏及び中野由里氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えております。両氏の選任が承認された場合、当社は淵崎正弘氏を独立役員として届け出を継続し、中野由里氏は新たに独立役員として届け出する予定であります。当社の「社外役員独立性基準」に関しては、15頁をご参照ください。
3. 当社は、淵崎正弘氏との間で、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。また、中野由里氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は取締役の任期中に更新を予定しております。
5. 淵崎正弘氏の当社取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 淵崎正弘氏は、2025年6月25日開催のB I P R O G Y株式会社の第81回定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。

ご参考 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案が全て原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりになります。

名前	社内/社外	性別	企業経営	事業戦略・ マーケティング	サステナビリティ・ E S G	生産・品質	財務・会計	法務・リスク マネジメント
佐藤 勇二	社内	男性	●	●	●		●	●
福島 成樹	社内	男性	●	●	●	●		
森本 芳史	社内	男性			●		●	●
池田 知功	社内	男性		●	●	●		
淵崎 正弘	社外	男性	●	●	●		●	●
中野 由里	社外	女性	●	●			●	●

(注) 各取締役に特に期待される領域を記載しており、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役宮地亨氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

なかね まさと
中根 正人 (1964年12月1日生)

新任



略歴、地位

1988年4月 当社入社
2018年4月 当社中央研究所長
2018年6月 当社執行役員中央研究所長
2025年4月 当社中央研究所顧問（現任）

監査役候補者とした理由

中根正人氏は、当社の商品開発・研究における豊富な業務経験から当社の社内体制を熟知しており、執行役員としての経歴を通じて培われた幅広い見識を備え、当社の監査体制の充実に貢献していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

所有する当社の株式の数
600株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は中根正人氏が監査役に選任された場合、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
3. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認された場合、中根正人氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は監査役の任期中に更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役田淵謙二氏の選任決議の有効期間は満了となりますので、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

たぶち けんじ
田淵 謙二 (1959年5月18日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数
0株

略歴

1990年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
塚口法律事務所入所
1995年4月 田淵法律事務所開設
2001年6月 田淵・西野法律事務所開設（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

補欠社外監査役候補者とした理由

田淵謙二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、取引関係及び特別の利害関係はありません。
2. 田淵謙二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出いたします。なお、当社の「社外役員独立性基準」に関しては、15頁をご参照ください。
4. 当社は、田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認され、田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

社外役員独立性基準

当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- (1) 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）
- (2) 下記、①から⑨に過去3年間において該当していた者
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な借入先（注4）又はその業務執行者
 - ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
 - ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者
 - ⑧ 当社グループから、一定額を超える寄付金（注5）を受領している者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (3) 上記（1）、（2）に該当する者が重要な地位にある者（注6）である場合において、その者の配偶者又は2親等内の親族

注1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度末におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度末における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者をいう。

注4：当社グループの主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

注5：一定額を超える寄付金とは、法人その他の団体に対する寄付金が、年間1,000万円以上又はその法人その他の団体の売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

注6：重要な地位にある者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の重要な業務を執行する者をいう。

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第63回定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役分は3百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、機動的な報酬政策を可能とするため、報酬額の上限に関する定めを月額から年額に変更し、第6号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件として、年額360百万円以内（うち社外取締役分36百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系や支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に判断しつつ、独立社外取締役が過半数で構成される指名報酬委員会で審議し、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はなく、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」及び「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案による報酬枠は、第5号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額（年額360百万円（うち社外取締役分年額36百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とします。また、本制度に基づく報酬は、本定時株主総会終結日の翌日から2029年6月の定時株主総会終結の日までの約4年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するものとします（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、20頁から22頁に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2025年5月14日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除きます。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2029年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間約4年間に於いて、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金320百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり32,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金320百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、19頁（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり32,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、病気等やむを得ない事由と会社が認める事由以外の理由で取締役を辞任する場合には、当社取締役会決議により、それまでに付与されたポイントは消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

ご参考 当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

第5号議案「取締役の報酬額改定の件」及び第6号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決を条件として、当社の新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要は以下のとおりです。

1. 報酬の基本方針

- (1) 取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図っていくための動機づけとなる報酬体系とする。
- (2) 企業理念を実践し、当社の経営を担う優秀な人材確保に必要な健全で適切な報酬内容、報酬水準とする。
- (3) 取締役の役割、業績への貢献度に応じた報酬とする。

2. 報酬構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬（賞与、株式報酬）で構成し、業務執行から独立した立場で監督機能を担う社外取締役については職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。また、報酬構成比率については、取締役の責務を果たすべく、単年度の業績目標の達成のみならず、持続的な成長と企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能する役位毎の役割・責任に応じて設定するものとする。

<基準業績達成時の報酬構成比率>

(単位：％)

役位	固定報酬	業績連動報酬（賞与）	業績連動型株式報酬
取締役(会長・社長)	60	25	15
取締役(その他)	70	20	10

なお、報酬構成比率は、業績ならびに目標の達成度合いによって変動する。

(1) 固定報酬（基本報酬）

各取締役の固定報酬は、役位毎の支給基準及び当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に、総合的に勘案して決定するものとする。また、固定報酬は金銭報酬とし、支給は月額払いとする。

(2) 業績連動報酬（賞与）

各取締役の賞与額は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績連動指標を連結営業利益とし、役位別標準支給額に支給率を乗じて算定した支給額とする。なお、業績連動指標となる連結営業利益については、公に情報開示した目標値とし、連結営業利益の目標達成率50%～150%の変動幅に応じて、支給率は0%～200%の範囲内で変動するものとする。また、前事業年度末且つ当事業年度の定時株主総会終了時に在籍する社外取締役を除く取締役に賞与を支給するものとし、賞与は金銭報酬とし、当事業年度の定時株主総会終了後、一定の時期に一括支給とする。

(3) 業績連動型株式報酬

取締役の業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、長期業績連動報酬として金額ベースで設定している標準額をポイント数（1 P = 1 株）に換算し、役位別標準ポイントテーブルを設定する。業績連動指標を「ROE：ESG経営指標 = 80%：20%」に設定する。また、当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に設定した役位別標準ポイントに支給率を乗じて算定した業績連動ポイントを各対象期間末日にあたる定時株主総会開催日をポイント付与日と定め、各取締役にポイントを付与するものとする。なお、業績連動指標であるROE、ESG経営指標については、指名報酬委員会にて審議のうえ、取締役会へ答申し、取締役会の決議で決定した目標値とする。目標達成率はROEで70%～130%の変動幅に応じて、支給率は0%～150%の範囲内で変動するものとする。また、ESG指標については、独自に設定した複数指標に対応する各々の目標達成率の変動幅に応じて、支給率の範囲内で変動するものとする。

株式報酬の取得に関しては、取締役を退任した際に、付与されたポイント数に応じて、当社株式の交付を受けるものとする。なお、任期途中の辞任、解任、死亡、取締役の欠格事由に該当等の対応や株式交付に関する手続き等は、株式交付規程に則り、制度運用を行うものとする。

3. 報酬水準

当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に、持続的な成長と企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能する役位毎の役割・責任に応じて設定するものとする。

4. 報酬決定プロセス

取締役の報酬に関する事項の決定に関して、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会は、取締役会及び代表取締役の諮問に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬（賞与、株式報酬）に関する報酬制度の妥当性及び適切な運用等を審議のうえ、取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定するものとする。

5. 報酬額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の限度額の範囲内で、固定報酬、業績連動報酬（賞与、株式報酬）について、役位毎の支給基準及び当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に、総合的に勘案した各取締役の報酬額を、取締役会より指名報酬委員会へ諮問し、審議された答申の内容に基づいて取締役会決議にて決定するものとする。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、景気は緩やかに回復しております。しかしながら、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策など米国の政策動向が景気を下押しするリスクのほか、金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、世界的な食肉需要の増加に伴う輸入食肉の現地相場高や為替変動による影響、原材料価格の高騰、人件費、物流費などのコスト増加が継続するなか、価格改定の実施に伴う物価上昇を背景に、消費者の節約志向が一層高まるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、お客様に、より安全でより安心して召し上がっていただける食品を提供する総合食品メーカーとして、真に社会的存在価値が認められる企業を目指し、企業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比2.7%増の2,349億70百万円、営業利益は同75.4%増の54億69百万円、経常利益は同66.4%増の60億56百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は54億88百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失94億14百万円）となりました。

セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

【セグメント別業績】

	売 上 高 (注)			セグメント利益又は損失 (△)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
加 工 食 品 事 業	152,404 百万円	157,660 百万円	3.4 %	2,125 百万円	4,943 百万円	132.6 %
食 肉 事 業	76,276 百万円	77,183 百万円	1.2 %	943 百万円	495 百万円	△47.5 %
そ の 他	128 百万円	126 百万円	△ 1.1 %	48 百万円	30 百万円	△37.3 %
合 計	228,808 百万円	234,970 百万円	2.7 %	3,117 百万円	5,469 百万円	75.4 %

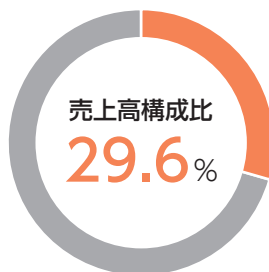
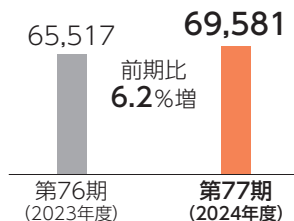
(注) 売上高には、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

加工食品事業

ハム・ソーセージ

売上高

(単位：百万円)



■燻製屋ウインナー
レモン&パセリ



■いつも新鮮ローズハム
3パック

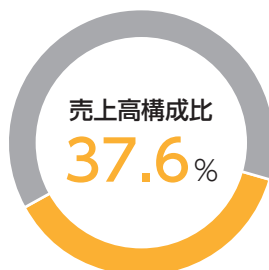
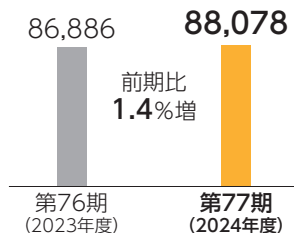
ハム・ソーセージ部門では、「燻製屋」シリーズやローズハム、ハーフベーコンの「いつも新鮮」シリーズなどの主力商品を中心に、販促活動などを実施し継続的な売上確保を図りました。また、新商品の「燻製屋ウインナー レモン&パセリ」の積極的な拡販や、環境に配慮したパッケージ資材を使用したローズハムなどの「たっぷり使える」シリーズ、徳用タイプのウインナー、人気キャラクター起用の「ちいかわウインナー」などの売上拡大に努めました。以上のことから、当部門の売上高は前年同期比6.2%の増収となりました。

加工食品事業

調理加工食品

売上高

(単位：百万円)



■ビストロ倶楽部
濃厚カレー中辛



■TAPIOCA TIME
タピオカ
ミルクティー

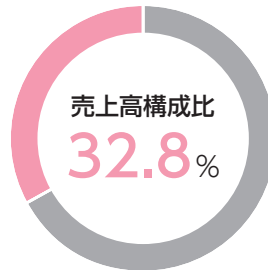
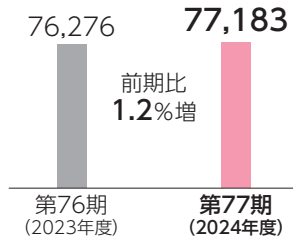
調理加工食品部門では、「ビストロ倶楽部濃厚カレー」などのレトルトカレー商品は、売場の活性化を図り販売を強化したほか、量販店向け販売の飲料類やヨーグルト、季節のこだわり素材を生かしたチルドデザートなどの売上拡大に努めました。また、外食産業向け業務用商品は、様々な業態への商品提案の実施などから販路拡大を図り拡販に努めました。以上のことから、当部門の売上高は前年同期比1.4%の増収となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は前年同期比3.4%増の1,576億60百万円となりました。セグメント利益は、原材料価格の高騰などコスト増加要因があるものの、販売数量の伸長や価格改定、継続的なコスト削減の効果などから、前年同期比132.6%増の49億43百万円となりました。

食肉事業

■ 売上高

(単位：百万円)



■ スペンサーブラック
アンガスビーフ



■ ガリシア栗豚

牛肉につきましては、量販店・外食産業向け販売を中心に、国産牛肉や豪州産牛肉の取り扱い拡大に取り組みましたが、米国産牛肉の販売数量及び売上高の減少から前年を下回りました。豚肉につきましては、輸入・国産豚肉ともに販売数量は減少しましたが、国産豚肉の販売単価の上昇などから量販店・外食産業向け販売が堅調に推移し、売上高は前年を上回りました。

以上の結果、食肉事業の売上高は前年同期比1.2%増の771億83百万円となりました。セグメント利益は、コスト高や相場高に対する価格転嫁がしきれず、前年同期比47.5%減の4億95百万円となりました。

その他事業

その他事業の売上高は前年同期比1.1%減の1億26百万円、セグメント利益は前年同期比37.3%減の30百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の増強、合理化や品質向上などを中心に投資を行い、総額で66億77百万円を実施しました。

なお、設備投資総額には有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く今後の経営環境は、不安定な国際情勢による原材料価格やエネルギーコストの上昇、急激な為替変動、世界的な貿易構造の変化に伴う景気の下振れリスクなど、将来の見通しに関する不確実性が高まることが懸念されます。また、国内人口減少や高齢化などの社会構造の変化などによる人手不足、輸送能力の不足、消費者の行動変容による市場構造の変化など、先行き不透明な環境が続くと見込まれます。

さらに、食の安全・安心や健康への関心の高まりに加え、食品ロスなどの環境・社会問題への対応、労働環境の整備、持続可能な調達活動など、企業が果たすべき役割や責任もますます重要になっております。

当社グループでは、こうした経営環境の変化に柔軟に対応すべく、原則として毎年改定を行うローリング方式の中期経営計画として2025年4月を起点とする三ヵ年数値計画を発表しております。この計画を実現することで「食を通じて人と社会に貢献する企業」を目指し、「新たな顧客価値の創造」、「収益構造の改革」、「事業領域の拡大」、「人財の育成」、「持続可能な社会への貢献」という5つの基本方針のもと、持続的な成長と更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第74期	第75期	第76期	第77期 (当連結会計年度)
	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月
売 上 高	218,610 ^{百万円}	221,979 ^{百万円}	228,808 ^{百万円}	234,970 ^{百万円}
経常利益又は経常損失 (△)	△380 ^{百万円}	△897 ^{百万円}	3,639 ^{百万円}	6,056 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	△376 ^{百万円}	△4,987 ^{百万円}	△9,414 ^{百万円}	5,488 ^{百万円}
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△14 88 ^{円 銭}	△198 77 ^{円 銭}	△377 73 ^{円 銭}	222 06 ^{円 銭}
総 資 産	128,903 ^{百万円}	126,261 ^{百万円}	121,819 ^{百万円}	120,920 ^{百万円}
純 資 産	75,489 ^{百万円}	69,014 ^{百万円}	62,751 ^{百万円}	67,007 ^{百万円}
1株当たり純資産	2,969 87 ^{円 銭}	2,731 03 ^{円 銭}	2,494 90 ^{円 銭}	2,704 30 ^{円 銭}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 大 ミ ー ト 株 式 会 社	30 百万円	100.0 %	食 肉 の 販 売
戸 田 フ ー ズ 株 式 会 社	349	100.0	加工食品の製造及び販売
丸 大 フ ー ド 株 式 会 社	80	100.0	加工食品、食肉の販売
株 式 会 社 ミ ー ト サ プ ラ イ	30	100.0	食肉の加工及び販売
安 曇 野 食 品 工 房 株 式 会 社	495	100.0	加工食品の製造及び販売

当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社を含め24社、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事 業 部 門	事 業 内 容
加 工 食 品 事 業	ハム・ソーセージ、調理加工食品の製造及び販売
食 肉 事 業	食肉の加工及び販売
そ の 他 事 業	保険代行事業等

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

- ① 当 社
本 社：大阪府高槻市緑町21番3号
支 店：東京支店（東京都）
営業所：東北北海道営業部（宮城県）、東日本営業部（東京都）、北信越営業部（石川県）、中部営業部（愛知県）、関西営業部（大阪府）、中四国営業部（広島県）、九州営業部（福岡県）
工 場：北海道工場（北海道）、岩手工場（岩手県）、新潟工場（新潟県）、関東工場（栃木県）、茨城工場（茨城県）、横須賀工場（神奈川県）、静岡工場（静岡県）、松阪工場（三重県）、高槻工場（大阪府）、広島工場（広島県）、唐津工場（佐賀県）
- ② 子会社：丸大ミート株式会社（本社：東京都大田区）
戸田フーズ株式会社（本社：埼玉県戸田市）
丸大フード株式会社（本社：大阪府大阪市）
株式会社ミートサプライ（本社：大阪府高槻市）
安曇野食品工房株式会社（本社：長野県松本市）

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,902名	29名減

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除く就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員2,917名（前連結会計年度比42名減）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
株式会社三井住友銀行	4,050 百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,043
農林中央金庫	2,517
株式会社りそな銀行	1,179
住友生命保険相互会社	976

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 26,505,581 株 (自己株式2,025,463株を含む)
(3) 当期末株主数 28,470 名 (前期末比242名増)
(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,431 千株	9.93 %
丸大共栄会	2,017	8.23
兼松株式会社	1,192	4.87
公益財団法人小森記念財団	1,050	4.28
住友生命保険相互会社	860	3.51
株式会社三井住友銀行	789	3.22
三井住友信託銀行株式会社	768	3.14
農林中央金庫	642	2.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	390	1.59
S M B C 日興証券株式会社	337	1.37

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てております。
2. 持株比率は、小数第3位を切捨てております。
3. 当社は、自己株式2,025,463株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
佐 藤 勇 二	代表取締役社長		
百 済 徳 男	取 締 役 会 長		株式会社パイオニアフーズ 代表取締役会長
福 島 成 樹	常 務 取 締 役	食肉事業部長	丸大ミート株式会社 代表取締役社長
田 中 利 雄	取 締 役	総務人事部、品質保証部担当	株式会社丸大サービス 代表取締役社長
淵 崎 正 弘	取 締 役		株式会社日本総合研究所特別顧問
金 子 啓 子	取 締 役		極東開発工業株式会社 社外取締役 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 社外取締役
宮 地 亨	常 勤 監 査 役		
東 俊 明	常 勤 監 査 役		
西 村 元 昭	監 査 役		弁護士 株式会社ニッカトー 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役淵崎正弘氏及び金子啓子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役東俊明氏及び西村元昭氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。
4. 取締役淵崎正弘氏、金子啓子氏及び監査役東俊明氏、西村元昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 監査役東俊明氏は、金融機関における長年の経験と知識から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当期中の監査役の異動
2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、任期満了により松澤貴氏が退任し、東俊明氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

7. 当期中に取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。
2024年6月26日付

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
金 子 啓 子	極東開発工業株式会社社外取締役	極東開発工業株式会社社外取締役 株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役 株式会社池田泉州銀行社外取締役

8. 当期末後に取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。
2025年4月1日付

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
福 島 成 樹	常務取締役 食肉事業部長 丸大ミート株式会社代表取締役社長	専務取締役 食肉事業部長、品質保証部担当
田 中 利 雄	取締役 総務人事部、品質保証部担当 株式会社丸大サービス代表取締役社長	取締役 株式会社丸大サービス代表取締役社長

9. 取締役淵崎正弘氏は、2025年6月25日開催のＢＩＰＲＯＧＹ株式会社の第81回定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員との間に、同法第423条第1項に関する責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくための動機づけとして、従来の業績・慣例等を踏まえた支給基準及び業績等に対する各取締役の貢献度に基づき、取締役の個人別の報酬額を決定することとしております。なお、取締役の報酬は、原則として、固定報酬及び業績連動報酬の賞与とし、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針については、一定の割合は定めず、従来の業績・慣例等を踏まえた支給基準や事業規模が同程度の会社の報酬基準を参考に、取締役会及び代表取締役の要請に応じて指名報酬委員会で審議し、その答申の内容に基づいて決定するものとしております。

また、決定方針は、取締役会及び代表取締役の要請に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬等に関する報酬制度の妥当性及び適切な運用等を指名報酬委員会が審議し、取締役会へ答申したうえで、取締役会の決議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由としては、個人別の報酬額の原案について、指名報酬委員会が決定方針との妥当性を含めた多角的な審議・検討を行い、取締役会に答申しているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬の額は、2011年6月29日開催の第63回定時株主総会において月額30百万円以内（うち社外取締役分は月額3百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当社の監査役の報酬の額は、1994年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取 締 役	153	126	27	6
(う ち 社 外 取 締 役)	(12)	(12)	(一)	(2)
監 査 役	27	27	—	4
(う ち 社 外 監 査 役)	(16)	(16)	(一)	(3)

④業績連動報酬等に関する事項

当社は取締役に対して短期業績連動報酬制度を導入しております。

業績連動報酬等の額の算定方法としては、連結営業利益の上限1%を目途に総額を決定しており、役位、職責、従来の業績・慣例等を踏まえた役付毎の支給基準に則り、個人別の配分額の前案を作成しております。その前案について、指名報酬委員会が審議し、取締役会に答申したうえで、取締役会の決議により個人別の業績連動報酬等の額を決定しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益としております。

また、当該業績指標を選定した理由としては、連結営業利益は、当社グループの事業成績を表す指標であり、当社グループとして重要な指標として認識しているためです。

なお、当連結会計年度の連結営業損益の実績は54億69百万円となりました。

(5) 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主な活動状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	淵 崎 正 弘	14回／14回	—	社外取締役である淵崎正弘氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、長年にわたる会社経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、コンプライアンス委員会委員長及び指名報酬委員会委員を務め、経営の健全性とコーポレートガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。
取締役	金 子 啓 子	13回／14回	—	社外取締役である金子啓子氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、法務部門や情報セキュリティ部門における専門的な知識を備え、幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、コンプライアンス委員会委員及び指名報酬委員会委員を務め、経営の健全性とコーポレートガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主 な 活 動 状 況
監査役	東 俊 明	10回／10回	10回／10回	社外監査役である東俊明氏には、金融機関における長年の経験に基づき、取締役会において、企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	西 村 元 昭	14回／14回	17回／17回	社外監査役である西村元昭氏には、弁護士として法務に携わっているほか、他社の監査等委員も務めており、その高い専門性と豊富な経験に基づき、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保は妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人が会計監査人としての適格性、独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と判断した場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

6 反社会的勢力排除に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月19日付政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）に従って行動することとし、2008年1月28日開催の取締役会において決議した「基本原則」に則り、行動しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ①反社会的勢力の排除に向けた取り組みは企業組織として対応し、総務人事部総務課を事務局としております。
- ②外部専門機関との連携として、全国警察署・（公財）大阪府暴力追放推進センター・大阪府企業防衛連合協議会と連携しております。
- ③反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断しております。
- ④反社会的勢力との有事における民事・刑事の法的対応については、顧問弁護士の指導に従っております。
- ⑤反社会的勢力との裏取引や資金提供の禁止は無論のこと、暴力団追放3ない運動「恐れない。金を出さない。利用しない。」を全社挙げて、企業活動全般に徹底させるために、あらゆる努力を傾注しております。

計算書類等

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	55,746
現金及び預金	8,983
受取手形及び売掛金	25,050
商品及び製品	12,628
仕掛品	524
原材料及び貯蔵品	7,499
その他	1,077
貸倒引当金	△17
固定資産	65,173
有形固定資産	41,446
建物及び構築物	11,852
機械装置及び運搬具	8,151
工具、器具及び備品	1,377
土地	15,693
リース資産	2,804
建設仮勘定	1,566
無形固定資産	489
投資その他の資産	23,238
投資有価証券	16,222
関係会社株式	433
長期貸付金	18
退職給付に係る資産	2,907
繰延税金資産	363
その他	3,405
貸倒引当金	△112
資産合計	120,920

負債の部	
流動負債	40,630
支払手形及び買掛金	19,047
短期借入金	8,275
1年内返済予定の長期借入金	2,646
リース債務	872
未払金	6,387
未払法人税等	931
未払消費税等	274
賞与引当金	822
構造改革引当金	71
その他	1,302
固定負債	13,281
長期借入金	5,361
リース債務	2,436
繰延税金負債	3,387
退職給付に係る負債	1,583
その他	514
負債合計	53,912
純資産の部	
株主資本	58,006
資本金	6,716
資本剰余金	22,086
利益剰余金	33,465
自己株式	△4,261
その他の包括利益累計額	8,195
その他有価証券評価差額金	8,302
繰延ヘッジ損益	△5
為替換算調整勘定	120
退職給付に係る調整累計額	△222
非支配株主持分	805
純資産合計	67,007
負債・純資産合計	120,920

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	234,970	
売上原価	197,870	
売上総利益	37,100	
販売費及び一般管理費	31,630	
営業利益	5,469	
営業外収益		
受取利息及び配当金	434	
不動産賃貸料	156	
その他	311	902
営業外費用		
支払利息	235	
その他	80	316
経常利益	6,056	
特別利益		
固定資産処分益	2,476	
投資有価証券売却益	276	
構造改革引当金戻入額	103	2,856
特別損失		
固定資産処分損	224	
減損損失	1,135	
構造改革費用	380	
特別退職金	39	
製品自主回収関連費用	27	1,807
税金等調整前当期純利益	7,105	
法人税、住民税及び事業税	1,105	
法人税等調整額	442	1,547
当期純利益	5,557	
非支配株主に帰属する当期純利益	68	
親会社株主に帰属する当期純利益	5,488	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	38,360
現金及び預金	3,087
受取手形	22
売掛金	16,681
商品及び製品	7,688
仕掛品	266
原材料及び貯蔵品	5,514
短期貸付金	1,848
未収還付消費税	194
その他	3,061
貸倒引当金	△5
固定資産	52,272
有形固定資産	15,943
建物	3,420
構築物	515
機械及び装置	4,236
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	1,146
土地	6,473
リース資産	43
建設仮勘定	100
無形固定資産	313
投資その他の資産	36,014
投資有価証券	16,171
関係会社株式	5,448
賃貸等不動産	9,355
関係会社長期貸付金	2,184
その他	3,700
貸倒引当金	△845
資産合計	90,633

負債の部	
流動負債	27,485
買掛金	12,846
短期借入金	7,525
1年内返済予定の長期借入金	2,636
リース債務	16
未払金	3,301
未払法人税等	449
賞与引当金	289
構造改革引当金	71
その他	350
固定負債	9,390
長期借入金	5,336
リース債務	27
繰延税金負債	3,769
関係会社事業損失引当金	16
その他	241
負債合計	36,876
純資産の部	
株主資本	45,473
資本金	6,716
資本剰余金	22,073
資本準備金	21,685
その他資本剰余金	387
利益剰余金	20,945
利益準備金	1,676
その他利益剰余金	19,268
別途積立金	10,000
固定資産圧縮積立金	64
繰越利益剰余金	9,204
自己株式	△4,261
評価・換算差額等	8,283
その他有価証券評価差額金	8,288
繰延ヘッジ損益	△5
純資産合計	53,756
負債・純資産合計	90,633

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		138,212
売上原価		120,155
売上総利益		18,056
販売費及び一般管理費		16,656
営業利益		1,400
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,398	
不動産賃貸料	492	
その他	176	2,066
営業外費用		
支払利息	140	
不動産賃貸費用	268	
その他	43	451
経常利益		3,015
特別利益		
固定資産処分益	2,446	
投資有価証券売却益	276	
構造改革引当金戻入額	103	
貸倒引当金戻入額	2	
関係会社事業損失引当金戻入額	0	2,829
特別損失		
固定資産処分損	194	
減損損失	604	
構造改革費用	285	
特別退職金	16	
関係会社投資損失	13	1,113
税引前当期純利益		4,731
法人税、住民税及び事業税	188	
法人税等調整額	350	539
当期純利益		4,192

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸大食品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸大食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸大食品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

丸大食品株式会社 監査役会

常勤監査役	宮	地	亨 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	東	俊	明 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	西	村	元 昭 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



交通

阪急「高槻市」駅 徒歩 約8分

JR「高槻」駅南口 徒歩 約13分



会場

大阪府高槻市野見町6番8号

高槻城公園芸術文化劇場 南館

太陽ファルマテックホール



高槻城公園芸術文化劇場
南館
(太陽ファルマテックホール)



お土産の取り止めについて

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。